

別記2

対象となる介護サービス事業所・施設等、補助事業及び対象経費並びに補助金の額

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（令和5年5月8日以降に係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用）について支援を行う。

ア 対象となる介護サービス事業所・施設等

（ア）新型コロナウイルス感染者が発生又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）に対応した介護サービス事業所・施設等

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）
- ② 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）
- ③ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）
- ④ 施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

※「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡）別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

（ウ）感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）

- ・（ア）の①に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

※「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が（イ）の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指す。

※1 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※ 2 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（ア（ア）の事業を除く）及び居宅療養管理指導事業所

※ 3 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）

※ 4 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※ 5 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

イ 補助事業及び対象経費

令和 5 年 5 月 8 日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を補助

(ア) a. ア（ア）①及び②に該当する事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当（令和 5 年 10 月 1 日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には 1 日あたり 4 千円を補助上限とし、1 月あたり 2 万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には 1 月あたり 2 万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。）、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添 1－2 のとおり。（介護施設等に限る））

② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

- ④ 感染性廃棄物の処理費用
- ⑤ 感染者又は感染者と接触があった者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
- ⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る

b. ア（ア）③に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ⑦ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
一定の要件に該当する自費検査費用（別添１—２のとおり。（介護施設等に限る））

c. ア（ア）④に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ⑧ 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添２—２のとおり。（高齢者施設等に限る））

（イ） ア（イ）に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

- ① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

- ② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用
代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
※なお、①、②については、代替サービス提供期間の分に限る

（ウ） ア（ウ）に該当する事業所・施設等

連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用

- ① 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ② 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣
のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

（エ） 令和６年３月に行った事業に要する経費

令和６年３月に行った事業に要する経費に対する取り扱いについては別記２別掲のとおり

ウ 補助金の額

イ（ア）、イ（イ）及びイ（ウ）の対象事業所・施設等の基準単価、単位及び補助額は、別表１、別表２及び別表３のとおりとする。なお、別表１、別表２及び別表３に定める基準単価は年度単位で適用する。年度単位で適用するにあたっては、別記１及び別記２を併せて取扱うものとする。

別記2別掲

令和6年3月に行った事業に要する経費

令和6年3月に行った事業に要する経費に対する取り扱いについては次のとおりとする。

1 物品購入費（在庫の不足が見込まれる衛生用品購入費/消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用）

衛生用品等の購入に係る費用について、感染発生日から3月31日までに発注及び納品されたものを対象とする。但し、発生日以降に発注された場合であっても、納品日が4月以降である場合は本補助の対象とはならない。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降	補助可否
①	発注	納品		不可
②		発注・納品		可
③		発注	納品	不可
④			発注	不可

2 委託料（消毒・清掃費用/感染性廃棄物処理費用）

委託料について、感染発生日から3月31日までの間に委託契約及び委託業務が履行された経費を補助対象とする。但し、発生日以降に委託契約を締結した場合であっても、業務の履行が4月以降である場合は本補助の対象とはならない。

なお、4月に跨って実施された業務については3月分の履行に対する経費のみ補助対象とする。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降	補助可否
①	委託契約	業務完了		不可
②		委託契約・業務完了		可
③		委託契約	業務完了	可(3月分のみ)
④			委託契約	不可

3 割増賃金・手当（超過勤務手当/危険手当/残業代/休日出勤手当）

割増賃金・手当について、感染発生日から3月31日までに生じた勤務に対する手当を対象とし、支給日が4月であっても補助の対象とする。

なお、3月31日に生じた業務でやむを得ず4月1日へ跨ることとなった業務に対する手当については、3月31日の経費として取り扱う。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降	補助可否
①	勤務	支給日		不可
②		勤務・支給日		可
③		勤務	支給日	可
④			勤務	不可

4 人材派遣等費用（緊急雇用/職業紹介手数料）

人材派遣等の費用について、感染発生日から3月31日までの雇用に対する費用（紹介手数料含む）を対象とする。但し、契約の都合上、3月～4月にかかる期間で一体として契約した場合であっても、4月以降の雇用に対する費用は本補助の対象とはならない。

	感染発生前	感染発生日～収束日又は令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降	補助可否
①	契約	雇用開始		不可
②		契約・雇用開始・雇用終了		可
③		契約・雇用開始	雇用終了	可(3月分のみ)
④		契約	雇用開始	不可
⑤			契約	不可